

○大阪市区役所附設会館条例

昭和40年4月20日

条例第50号

大阪市区役所附設会館条例を公布する。

大阪市区役所附設会館条例

(設置)

第1条 コミュニティ活動の振興及び市民の福祉の増進に資するため、本市に区役所附設会館（以下「会館」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(目的)

第2条 会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) コミュニティづくりに関する普及啓発
- (2) コミュニティづくりに関する情報の収集及び提供
- (3) 市民の集会その他各種行事の場の提供
- (4) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定により別表第2に掲げる会館（以下「代行会館」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行会館について、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行会館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、代行会館以外の会館については、時宜により休館日を変更し、又は臨時に休館することがある。

(供用時間)

第5条 会館の供用時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、代会館の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、代会館以外の会館については、時宜により供用時間を変更することがある。

(使用の許可)

第6条 代会館の施設を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、代会館の施設を使用しようとする者が第10条の3第2項の規定による利用料金の支払の義務を負うときは、当該支払の事実を確認した上で前項の許可を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代会館の施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不適当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代会館の施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により代会館の施設の使用の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代会館への入館を

断り、又は代行会館から退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(準用)

第10条 第6条から第8条までの規定は、代行会館以外の会館の施設について準用する。

この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第2項中「第10条の3第2項」とあるのは「第11条」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「支払」とあるのは「納付」と、「前項」とあるのは「第10条第1項において読み替えて準用する前項」と、第8条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第1項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、代行会館以外の会館について準用する。この場合において、同条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第10条の2 指定管理者は、代行会館の施設の使用の許可に関し必要があると認めるとき

は、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

- 3 市長は、代行会館以外の会館の施設の使用の許可に関し必要があると認めるときは、前条第1項において準用する第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(利用料金)

第10条の3 市長は、指定管理者に、代行会館の施設のうち別表第3に掲げる施設（以下「代行施設」という。）及びその附属設備に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 代行施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、代行施設の使用の許可（以下この条において「使用許可」という。）を受けた者（以下この条において「使用者」という。））は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を

支払わなければならない。

- 3 代行施設の附属設備を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、代行施設の附属設備を使用した者)は、市規則で定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 4 利用料金の額は、別表第3に掲げる金額(代行施設の附属設備については、市規則で定める金額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 6 別表第3の施設の種別の適用区分は、市規則で定める。
- 7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
 - (1) 区役所の事務又は事業の用に供するとき
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するため、本市の事務又は事業の用に供するとき
 - (3) 区民の組織する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
 - (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき
- 8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他特別の事由により代行施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき
 - (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
 - (3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき
 - (4) 利用料金を支払った者が使用許可を受けることができなかったとき
 - (5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る代行施設の使用の態様の変更(入場料その他これに類する料金の徴収の有無又は別表第3備考第2項各号に掲げる区分を変更することをいう。)を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認した

とき(変更後の利用料金の額が使用者が第2項の規定に基づき既に支払った当該使用許可に係る利用料金の額を下回る場合に限る。)

(使用料)

第11条 代行会館以外の会館の施設のうち、別表第4に掲げる施設(以下「直営施設」という。)を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、直営施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。))は、同表に定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

(附属設備の使用)

第12条 使用者は、直営施設の附属設備を使用することができる。

2 直営施設の附属設備を使用しようとする者(第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、直営施設の附属設備を使用した者)は、市規則で定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 区役所の事務又は事業の用に供するとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するため、本市の事務又は事業の用に供するとき
- (3) 区民の組織する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
- (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により直営施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、市長が当該申出を承認したとき
- (4) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき
- (5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る直営施設の使用の態様の変更(入

場料その他これに類する料金の徴収の有無を変更することをいう。)を申し出た場合において、市長が当該申出を承認したとき(変更後の使用料の額が使用者が第11条の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。)

(管理の代行)

第15条 代行会館の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 代行会館の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、代行会館の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第19条 市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし代行会館の効用を最大限に発揮するとともに、代行会館の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 代行会館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代行会館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は代行会館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 代行会館に係る第3条各号に掲げる事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他代行会館の管理に関すること

(施行の細目)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 3 大阪市立文化会館条例（昭和26年大阪市条例第5号）は、廃止する。
- 4 市長は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間について大阪市立港区民センターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立港区民センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第

17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第4項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則（昭和40年6月16日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年6月1日条例第32号、昭和42年9月25日施行、告示第338号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和43年6月6日条例第34号、昭和44年9月1日施行、告示第316号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和44年3月31日条例第8号、昭和44年6月1日施行、告示第206号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和44年7月14日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日条例第2号、昭和45年5月11日施行、告示第192号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和45年10月1日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月25日条例第9号、昭和46年7月6日施行、告示第260号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和46年10月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月16日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月2日条例第49号、第8条の改正規定、昭和47年11月2日施行、告示第66号、別表の改正規定、昭和47年12月18日施行、告示第695号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和48年3月10日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年5月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年10月1日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月10日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日条例第11号、別表に東淀川区民ホールの項、鶴見区民ホールの項及び住之江区民ホールの項を加える改正規定、昭和49年7月22日施行、告示第387号、別表に住吉区民ホールの項を加える規定、昭和49年10月1日施行、告示第488号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和49年4月1日条例第42号、昭和49年7月22日施行、告示第264号）抄

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和49年10月5日条例第66号、昭和49年12月14日施行、告示第625号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和50年3月19日条例第9号、第4条第1項を改正する規定、昭和50年4月1日施行、告示第205号の2、港近隣センターに関する改正規定、昭和50年5月10日施行、西区民センターに関する改正規定及び生野区民センターに関する改正規定、昭和50年6月1日施行、告示第269号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和50年9月1日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月20日条例第53号、昭和50年10月25日施行、告示第575号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和50年12月22日条例第60号）

この条例は、昭和51年2月2日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日条例第30号、第4条の改正規定及び玉津会館に関する改正規定、昭和51年4月1日施行、告示第189号、東成会館に関する改正規定、昭和51

年4月21日施行、告示第239号、今津会館に関する改正規定、昭和51年6月18日施行、告示第362号、鶴見会館に関する改正規定、昭和51.9.1施行、告示第511号、西淀川区民ホールに関する改正規定、昭和51年10月1日施行、告示第579号、東住吉区民ホールに関する改正規定、昭和51年11月1日施行、告示第669号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和51年11月18日条例第88号、城東会館に関する改正規定、昭和51年11月18日施行、告示第719号、城東区民ホールに関する改正規定、昭和52年2月17日施行、浪速区民センターに関する改正規定、昭和52年3月1日施行、平野区民ホールに関する改正規定、昭和52年3月3日施行、告示第99号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和52年5月31日条例第35号、昭和52年10月1日施行、告示第675号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和53年4月1日条例第20号、昭和53年4月18日施行、告示第215号の2)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和53年9月27日条例第50号、北会館に関する改正規定、昭和53年12月6日施行、告示第789号、東住吉会館に関する改正規定、昭和53年12月19日施行、告示第850号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和53年11月22日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年5月24日条例第35号、昭和55年10月3日施行、告示第604号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和55年11月27日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月1日条例第75号、昭和56年11月10日施行、告示第654号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和56年12月10日条例第80号、昭和57年1月4日施行、告示第770号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和57年4月1日条例第17号、昭和57年4月1日施行、告示第187号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、大阪市立鶴見区民ホール及び大阪市立鶴見会館に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日条例第18号、昭和59年7月20日施行、告示第419号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和59年12月7日条例第65号、昭和60年3月1日施行、告示第768号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和60年3月5日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第25号、昭和61年5月1日施行、告示第302号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和62年3月18日条例第17号、大阪市立福島会館に関する改正規定、昭和62年4月20日施行、告示第278号、その他の改正規定、昭和62年5月26日施行、告示第347号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和63年11月8日条例第56号）

この条例は、昭和64年2月13日から施行する。

附 則（平成元年4月1日条例第16号、平成元年9月17日施行、告示第600号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成4年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日条例第12号、大阪市立西淀川会館に関する改正規定、平成6年4月1日施行、告示第281号、大阪市立西淀川区民会館に関する改正規定、平成6年6月2日施行、告示第513号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成7年5月31日条例第49号、大阪市立平野東会館、大阪市立平野西会館及び大阪市立長吉会館に関する改正規定、平成7年7月1日施行、告示第470号、大阪市立平野区民センターに関する改正規定、平成7年8月29日施行、告示第580号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成9年4月1日条例第21号、大阪市立東淀川会館に関する改正規定、平

成10年1月1日施行、大阪市立東淀川区民会館に関する改正規定、平成10年1月27日施行、告示第997号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成11年3月17日条例第15号、大阪市立生野会館に関する改正規定、平成11年10月1日施行、告示第536号、大阪市立清水会館に関する改正規定、平成12年1月1日施行、告示第814号、第4条第1項の改正規定並びに大阪市立旭区民ホール及び大阪市立旭区民センターに関する改正規定、平成12年1月15日施行、告示第24号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成13年4月1日条例第41号、平成14年1月17日施行、告示第1414号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成16年12月20日条例第64号、大阪市立今津会館に関する改正規定、平成17年3月16日施行、その他の改正規定（附則ただし書に規定する改正規定を除く。）、平成17年4月1日施行、告示第124号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第14条の次に7条を加える改正規定（第16条から第18条まで及び第19条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月2日条例第4号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月19日条例第141号、第11条及び第12条の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第1213号、第11条、第12条、第16条及び第18条の改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第320号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第16条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第50号、平成20年1月1日施行、告示第642号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成19年5月30日条例第84号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月29日条例第65号、平成22年4月1日施行、告示第1号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 市民交流センターに係るこの条例による改正後の大阪市コミュニティ振興施設条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、

この条例の施行前においても、改正後の条例第15条から第19条まで及び第20条前段の規定の例により行うことができる。

附 則（平成21年 9 月18日条例第93号、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定、平成23 年 1 月 1 日施行、告示第148号の 2）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 7 条及び第 8 条第 1 号の改正規定、第10条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 11条第 1 項の改正規定 平成22年 1 月 1 日

(2) 別表第 1 及び別表第 3 の改正規定 市長が定める日

附 則（平成22年 5 月31日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 5 月30日条例第40号、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定、平成24 年 9 月 1 日施行、告示第832号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成24年 8 月28日条例第87号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月 2 日条例第132号）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立市民交流センターなにわ、大阪市立市民交流センターよどがわ、大阪市立市民交流センターひがしよどがわ、大阪市立市民交流センターあさひ西、大阪市立市民交流センターあさひ東、大阪市立市民交流センターすみよし南、大阪市立市民交流センターすみよし北、大阪市立市民交流センターひがしすみよし、大阪市立市民交流センターひらの及び大阪市立市民交流センターにしなりの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 1 月15日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月17日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 5 月28日条例第81号、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定、平成28

年 4 月 1 日施行、告示第1397号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成27年 2 月 25 日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月 5 日条例第94号、平成29年 4 月 1 日施行、告示第204号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市区役所附設会館条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 2 項（改正後の条例第10条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに改正後の条例第11条第 1 項、第12条及び第14条の規定は、改正後の条例第 1 条に規定する会館（以下「会館」という。）の施設の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、会館の施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月 14 日条例第35号、平成31年 4 月 1 日施行、告示第476号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中大阪市区役所附設会館条例附則第 4 項から第13項までを削る改正規定及び附則第 3 項の規定 公布の日
 - (2) 第 2 条及び次項の規定 平成33年 4 月 1 日
（経過措置）
- 2 第 2 条の規定による改正後の大阪市区役所附設会館条例(以下「改正後の条例」という。)第10条の 3（第 4 項及び第 5 項を除く。）の規定は、改正後の条例第 6 条第 1 項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請が第 2 条の規定の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第10条の 3 第 4 項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第 2 条の規定の施行前においても、同項及び改正後の条例第10条の 3 第 5 項の規定の例により行うことができる。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月１７日条例第４０号、令和６年４月１日施行、告示第３５５号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表第１（第１条関係）

名称	位置
大阪市立 北区民センター	大阪市北区扇町２丁目
大阪市立 大淀コミュニティセンター	大阪市北区本庄東３丁目
大阪市立 都島区民センター	大阪市都島区中野町２丁目
大阪市立 福島区民センター	大阪市福島区吉野３丁目
大阪市立 此花区民ホール	大阪市此花区四貫島１丁目
大阪市立 中央区民センター	大阪市中央区久太郎町１丁目
大阪市立 中央会館	大阪市中央区島之内２丁目
大阪市立 西区民センター	大阪市西区北堀江４丁目
大阪市立 港区民センター	大阪市港区磯路１丁目
大阪市立 港近隣センター	大阪市港区八幡屋１丁目
大阪市立 大正区民ホール	大阪市大正区千島２丁目
大阪市立 大正会館	大阪市大正区千島２丁目
大阪市立 天王寺区民センター	大阪市天王寺区生玉寺町
大阪市立 浪速区民センター	大阪市浪速区稲荷２丁目
大阪市立 西淀川区民ホール	大阪市西淀川区御幣島３丁目
大阪市立 西淀川区民会館	大阪市西淀川区大和田２丁目
大阪市立 淀川区民センター	大阪市淀川区野中南２丁目
大阪市立 東淀川区民ホール	大阪市東淀川区豊新２丁目
大阪市立 東淀川区民会館	大阪市東淀川区東淡路１丁目
大阪市立 東成区民センター	大阪市東成区大今里西３丁目
大阪市立 生野区民センター	大阪市生野区勝山北３丁目
大阪市立 旭区民センター	大阪市旭区中宮１丁目
大阪市立 城東区民センター	大阪市城東区中央３丁目
大阪市立 鶴見区民センター	大阪市鶴見区横堤５丁目
大阪市立 阿倍野区民センター	大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目
大阪市立 住之江区民ホール	大阪市住之江区御崎３丁目
大阪市立 住之江会館	大阪市住之江区南加賀屋３丁目

大阪市立 住吉区民センター

大阪市立 東住吉区民ホール

大阪市立 東住吉会館

大阪市立 平野区民センター

大阪市立 平野区民ホール

大阪市立 西成区民センター

大阪市住吉区南住吉3丁目

大阪市東住吉区東田辺1丁目

大阪市東住吉区東田辺2丁目

大阪市平野区長吉出戸5丁目

大阪市平野区平野南1丁目

大阪市西成区岸里1丁目

別表第2（第4条関係）

大阪市立北区民センター

大阪市立大淀コミュニティセンター

大阪市立都島区民センター

大阪市立福島区民センター

大阪市立此花区民ホール

大阪市立中央区民センター

大阪市立中央会館

大阪市立西区民センター

大阪市立港区民センター

大阪市立港近隣センター

大阪市立大正会館

大阪市立天王寺区民センター

大阪市立浪速区民センター

大阪市立西淀川区民ホール

大阪市立西淀川区民会館

大阪市立淀川区民センター

大阪市立東淀川区民会館

大阪市立東成区民センター

大阪市立生野区民センター

大阪市立旭区民センター

大阪市立城東区民センター

大阪市立鶴見区民センター

大阪市立阿倍野区民センター

大阪市立住之江会館

大阪市立住吉区民センター

大阪市立東住吉会館

大阪市立平野区民センター

大阪市立平野区民ホール

大阪市立西成区民センター

別表第3（第10条の3関係）

施設	種	利用料金												日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合						入場料その他これに類する料金を徴収する場合						
		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
ホール	A	12,200円 (13,100円)	16,300円 (17,500円)	16,300円 (17,500円)	24,100円 (26,300円)	27,300円 (29,800円)	38,500円 (42,100円)	18,300円 (19,700円)	24,500円 (26,300円)	24,500円 (26,300円)	36,200円 (39,500円)	41,000円 (44,700円)	57,800円 (63,200円)	左記の2割増しとする。
	B	11,000円 (15,000円)	14,600円 (20,000円)	14,600円 (20,000円)	21,800円 (29,000円)	24,700円 (33,000円)	34,900円 (47,000円)	16,500円 (22,000円)	21,900円 (30,000円)	21,900円 (30,000円)	32,700円 (44,000円)	37,100円 (50,000円)	52,400円 (70,000円)	

		000 円)	000 円)	000 円)	400 円)	300 円)	000 円)	500 円)	000 円)	000 円)	100 円)	000 円)	,500 円)
講堂	A	3,400 円	4,600 円	4,600 円	6,500 円	7,400 円	10,400 円	5,100 円	6,900 円	6,900 円	9,800 円	11,100 円	15,600 円
	B	2,700 円	3,600 円	3,600 円	5,600 円	6,300 円	8,900 円	4,100 円	5,400 円	5,400 円	8,400 円	9,500 円	13,400 円
	C	2,200 円	3,000 円	3,000 円	4,800 円	5,500 円	7,700 円	3,300 円	4,500 円	4,500 円	7,200 円	8,300 円	11,600 円
集会 室 (洋 ・和 室)	A	2,700 円	3,600 円	3,600 円	5,600 円	6,300 円	8,900 円	4,100 円	5,400 円	5,400 円	8,400 円	9,500 円	13,400 円
	B	2,200 円	3,000 円	3,000 円	4,800 円	5,500 円	7,700 円	3,300 円	4,500 円	4,500 円	7,200 円	8,300 円	11,600 円
	C	1,300 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	2,800 円	3,900 円	2,000 円	2,700 円	2,700 円	3,600 円	4,200 円	5,900 円
	D	1,000 円	1,300 円	1,300 円	1,500 円	1,700 円	2,400 円	1,500 円	2,000 円	2,000 円	2,300 円	2,600 円	3,600 円
	E	700円	900円	900円	1,100 円	1,200 円	1,700 円	1,100 円	1,400 円	1,400 円	1,700 円	1,800 円	2,600 円
控室	A	2,300 円	3,100 円	3,100 円	4,400 円	5,000 円	7,100 円	3,500 円	4,700 円	4,700 円	6,600 円	7,500 円	10,700 円
	B	1,900 円	2,600 円	2,600 円	3,700 円	4,200 円	5,900 円	2,900 円	3,900 円	3,900 円	5,600 円	6,300 円	8,900 円
	C	1,500 円	2,000 円	2,000 円	2,900 円	3,300 円	4,600 円	2,300 円	3,000 円	3,000 円	4,400 円	5,000 円	6,900 円
	D	1,100 円	1,400 円	1,400 円	2,100 円	2,300 円	3,300 円	1,700 円	2,100 円	2,100 円	3,200 円	3,500 円	5,000 円
	E	600円	800円	800円	1,200 円	1,300 円	1,900 円	900円	1,200 円	1,200 円	1,800 円	2,000 円	2,900 円
スタ ジオ	A	2,500 円	3,300 円	3,300 円	4,800 円	5,400 円	7,600 円	3,800 円	5,000 円	5,000 円	7,200 円	8,100 円	11,400 円

	B	1,800 円	2,400 円	2,400 円	3,400 円	3,800 円	5,400 円	2,700 円	3,600 円	3,600 円	5,100 円	5,700 円	8,100 円
	C	1,100 円	1,400 円	1,400 円	2,100 円	2,300 円	3,300 円	1,700 円	2,100 円	2,100 円	3,200 円	3,500 円	5,000 円
調理 実習 室	A	3,300 円	4,500 円	4,500 円	6,300 円	7,200 円	10,100 円	5,000 円	6,800 円	6,800 円	9,500 円	10,800 円	15,200 円
	B	2,600 円	3,400 円	3,400 円	4,900 円	5,500 円	7,800 円	3,900 円	5,100 円	5,100 円	7,400 円	8,300 円	11,700 円
アト リエ 兼工 作室		2,100 円	2,800 円	2,800 円	4,000 円	4,500 円	6,400 円	3,200 円	4,200 円	4,200 円	6,000 円	6,800 円	9,600 円

備考

- この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「午前午後」とは午前9時30分から午後5時まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。
- ホールに係る利用料金の上限額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 移動式観覧席又は床昇降装置を使用しない場合 この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち上段に記載されている金額
 - 移動式観覧席又は床昇降装置を使用する場合 この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段に記載されている金額

別表第4（第11条関係）

施設	使用料		
	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定す

													る休日に おける使 用
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
ホー ル	11,0 00円	14,6 00円	14,6 00円	21,8 00円	24,7 00円	34,9 00円	16,5 00円	21,9 00円	21,9 00円	32,7 00円	37,1 00円	52,4 00円	左記の2 割増しと する。

備考 この表における「午前」、「午後」、「夜間」、「午前午後」、「午後夜間」及び「全日」の意義は、別表第3備考第1項に定めるところによる。